

水 振 第 1 8 2 号
令 和 3 年 6 月 4 日

岩手海区漁業調整委員会
会長 大井 誠治 様

岩手県知事 達増 拓也



知事許可漁業の制限措置等について (諮問)

岩手県漁業調整規則 (令和 2 年岩手県規則第 66 号) 第 4 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 11 号に掲げる知事許可漁業について、漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号) 第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項及び同規則第 11 条第 1 項に掲げる事項に関する制限措置を次
のとおり定めたいので、同法第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 3 項の規定
により、貴委員会の意見を求めます。

担当：農林水産部水産振興課
漁業調整担当 山根
電話：019-629-5819
FAX：019-629-5824
E-mail：k-yamana@pref.iwate.jp



あわび漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項第1号に掲げる次のあわび漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和3年 月 日

岩手県

1 あわび漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	漁業種類		操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業者の資格	許可または起業の認可をすべき漁業者の数
	水産動植物の種類	漁具の種類 その他の漁業の方法						
繁殖期あわび漁業	あわび	簡易潜水器	第一種共同漁業権の漁業者から同意を得た海域	7月1日から10月31日まで	-	-	岩手県内に住所を有する者のうち、宮古市に住所を有し、操業区域に係る第一種共同漁業権の漁業者又は当該漁業権者から操業の同意を得ている者	2
							岩手県内に住所を有する者のうち、陸前高田市に住所を有し、操業区域に係る第一種共同漁業権の漁業者又は当該漁業権者から操業の同意を得ている者	1

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年6月28日から令和3年7月28日まで

(3) 備考

- ① この許可の有効期間は、許可の日から1年間とする。
- ② この許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。
 - ア 種苗生産以外の目的で採捕してはならない。

イ ……(漁獲予定数量)を超えて採捕してはならない。

ウ 網漁具(たも網を除く)を使用して採捕してはならない。

エ 日没から日の出までの間は、潜水器及び簡易潜水器による操業をしてはならない。

オ 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合には、これに従わなければならない。

- ③ 許可又は起業の認可を申請しようとする者は、別に定める書類をその住所地を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長その他の場合は水産振興課総括課長に提出するものとする。
- ④ 許可又は起業の認可の申請の数が公示した漁業者の数を超える場合においては、岩手海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

あわび漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項第1号に掲げる次のあわび漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和3年 月 日

岩手県

1 あわび漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

漁業種類		漁具の種類 その他の漁業の方法	操業 区域	漁業 時期	推進機関の馬 力数	船舶の 総トン数	漁業者の資格	許可または 起業の認可 をすべき漁 業者の数
水産動植 物の種類								
繁殖期あわび 漁業	あわび	簡易潜水器	第一種 共同漁 業権の 権者か ら同意 を得た 海域	7月1日 から10月 31日まで	—	—	岩手県内に住所を有する者のうち、操業区域に係る第一種共同漁業権の漁業権者又は当該漁業権者から操業の同意を得ている者	1

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年8月10日から令和3年9月10日まで

(3) 備考

- ① この許可の有効期間は、許可の日から1年間とする。
- ② この許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア 種苗生産以外の目的で採捕してはならない。

イ ……(漁獲予定数量)を超えて採捕してはならない。

ウ 網漁具(たも網を除く)を使用して採捕してはならない。

エ 日没から日の出までの間は、潜水器及び簡易潜水器による操業をしてはならない。

オ 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合には、これに従わなければならない。

- ③ 許可又は起業の認可を申請しようとする者は、別に定める書類をその住所地を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長その他の場合は水産振興課総括課長に提出するものとする。
- ④ 許可又は起業の認可の申請の数が公示した漁業者の数を超える場合においては、岩手海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

なまこ漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項第2号に掲げる次のなまこ漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和3年 月 日

岩手県

1 なまこ漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	水産動植物の種類	漁具の種類 その他の漁業の方法	操業 区域	漁業 時期	推進 機関 の馬 力数	船舶 の 総ト ン数	漁業者の資格	許可また は起業の 認可をす べき漁業 者の数
なまこ漁業（な まこ潜水器漁 業及び繁殖期 なまこ漁業を 除く）	なまこ	かぎ、たも	第一種共同漁業一共第 15号に隣接する漁業 権が設定されていない 海域	8月1 日から 3月31 日まで	—	—	岩手県内に住所を有する者のうち、久慈市に住所を有する者	13
			第一種共同漁業一共第 103号に隣接する漁業 権が設定されていない 海域				岩手県内に住所を有する者のうち、下閉伊郡のうち岩泉町に住所を有する者	27
			第一種共同漁業一共第 106号に隣接する漁業 権が設定されていない 海域				岩手県内に住所を有する者のうち、宮古市に住所を有する者	78

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年6月18日から令和3年7月19日まで

(3) 備考

- ① この許可の有効期間は、令和3年8月1日（令和3年8月2日以降の場合は許可の日）から、令和4年3月31日までとする。
- ② この許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。
 - ア 網漁具（たも網を除く）を使用して採捕してはならない。
 - イ 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合には、これに従わなければならない。
- ③ 許可又は起業の認可を申請しようとする者は、別に定める書類をその住所地を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長その他の場合は水産振興課総括課長に提出するものとする。
- ④ 許可又は起業の認可の申請の数が公示した漁業者の数を超える場合においては、岩手海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

なまこ漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項第2号に掲げる次のなまこ漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和3年 月 日

岩手県

1 なまこ漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

	漁業種類		操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業者の資格	許可または起業の認可をすべき漁業者の数
	水産動植物の種類	漁具の種類 その他の漁業の方法						
なまこ漁業（なまこ潜水器漁業及び繁殖期なまこ漁業を除く）	なまこ	かぎ、たも	第一種共同漁業権の漁業者から同意を得た海域	8月1日から3月31日まで	-	-	岩手県内に住所を有する者のうち、久慈市、下閉伊郡のうち普代村並びに九戸郡のうち洋野町及び野田村に住所を有し、操業区域に係る第一種共同漁業権の漁業者又は当該漁業者から操業の同意を得ている者	定めなし
							岩手県内に住所を有する者のうち、宮古市及び下閉伊郡（普代村を除く。）に住所を有し、操業区域に係る第一種共同漁業権の漁業者又は当該漁業者から操業の同意を得ている者	定めなし
							岩手県内に住所を有する者のうち、釜石市及び上閉伊郡に住所を有し、操業区域に係る第一種共同漁業権の漁業者又は当該漁業者から操業の同意を得ている者	定めなし
							岩手県内に住所を有する者のうち、大船渡市及び陸前高田市に住所を有し、操業区域に係る第一種共同漁業権の漁業者又は当該漁業者から操業の同意を得ている者	定めなし

なまこ潜水器漁業（繁殖期なまこ漁業を除く）	なまこ	潜水器	第一種共同漁業権の漁業権者から同意を得た海域	8月1日から3月31日まで	—	—	岩手県内に住所を有する者のうち、久慈市、下閉伊郡のうち普代村並びに九戸郡のうち洋野町及び野田村に住所を有し、操業区域に係る第一種共同漁業権の漁業権者	定めなし
							岩手県内に住所を有する者のうち、宮古市及び下閉伊郡（普代村を除く。）に住所を有し、操業区域に係る第一種共同漁業権の漁業権者	定めなし
							岩手県内に住所を有する者のうち、釜石市及び上閉伊郡に住所を有し、操業区域に係る第一種共同漁業権の漁業権者	定めなし
							岩手県内に住所を有する者のうち、大船渡市及び陸前高田市に住所を有し、操業区域に係る第一種共同漁業権の漁業権者	定めなし

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

通年

(3) 備考

① この許可の有効期間は、令和3年8月1日（令和3年8月2日以降の場合は許可の日）から、令和4年3月31日までとする。

② この許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。

(1) なまこ漁業（なまこ潜水器漁業及び繁殖期なまこ漁業を除く）

ア 網漁具（たも網を除く）を使用して採捕してはならない。

イ 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合には、これに従わなければならない。

(2) なまこ潜水器漁業（繁殖期なまこ漁業を除く）

ア 網漁具（たも網を除く）を使用して採捕してはならない。

イ 日没から日の出までの間は、操業してはならない。

ウ 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合には、これに従わなければならない。

- ③ 許可又は起業の認可を申請しようとする者は、別に定める書類をその住所地を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長その他の場合は水産振興課総括課長に提出するものとする。
- ④ 許可又は起業の認可の申請の数が公示した漁業者の数を超える場合においては、岩手海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

いか釣り漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項第11号に掲げる次のいか釣り漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和3年 月 日

岩手県

1 いか釣り漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	漁業種類		操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業者の資格	許可または起業の認可をすべき船舶等の数
	水産動植物の種類	漁具の種類 その他の漁業の方法						
いか釣り漁業	いか	釣り	岩手県 沖合海面	1月1日から3月31日、6月1日から12月31日まで	制限なし	5トン以上30トン未満	岩手県内に住所を有する者のうち、久慈市、下閉伊郡のうち普代村並びに九戸郡のうち洋野町及び野田村に漁業根拠地を有する者	3
							岩手県内に住所を有する者のうち、宮古市及び下閉伊郡（普代村を除く。）に漁業根拠地を有する者	1
							岩手県内に住所を有する者のうち、大船渡市及び陸前高田市に漁業根拠地を有する者	1

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年6月18日から令和3年7月19日まで

(3) 備考

- ① この許可の有効期間は、許可の日から令和5年2月28日までとする。
- ② この許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。
 - ア 電気設備の集魚灯に使用する電球の総設備容量は、180キワット以下でなければならない。

イ 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合は、これに従わなければならない。

- ③ 許可又は起業の認可を申請しようとする者は、別に定める書類をその住所地を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長その他の場合は水産振興課総括課長に提出するものとする。
- ④ 許可又は起業の認可の申請の数が公示した船舶等の数を超える場合においては、岩手海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。